

発達障害者支援者実地研修事業実施要綱

1 目的

発達障害者に対する支援を適切に行うためには、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう務めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じることが必要不可欠であり、本事業は、国が選定した団体等において、発達障害児（者）への専門的な支援を行う発達障害者支援センター職員等を対象とした実地研修を実施し、地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材育成を図り、発達障害児（者）の自立及び社会参加に資することを目的とする。

2 補助対象事業

本要綱に定める研修テーマを実施する団体を別に定める公募要綱により公募するとともに、応募に関する諸条件等満たす団体のうち、厚生労働省が設置する評価委員会（以下「評価委員会」という。）による審査を経て採択されたものに対し、補助するものとする。

3 実施主体

国が選定した民間団体等

4 対象者

発達障害者支援センター職員、市町村及び関係機関の職員等

5 事業の内容

次に掲げるテーマについて、実地による研修を実施する。

（1）強度行動障害研修

地域移行にかかる利用者への支援、関係者との情報共有等の技術、環境の構造化、個々に合ったコミュニケーションの工夫等の技術について、関係機関（医療機関、福祉サービス事業所等）と連携し、保育所、学校、職場等における行動障害の予防的な対応の指導技法を習得させる。

（2）成人期支援研修

関係機関（医療機関、地域若者サポートステーションや福祉サービス事業所等）と連携し、発達障害特性や家族支援、未診断の発達障害者に対する相談技術や、ひきこもり、精神科疾患等を伴う発達障害者とその家族に

対する支援技法を習得させる。

(3) 早期支援研修

早期発見のためのアセスメント手法（M-CHAT や PARS 等）、家族に対する相談支援技術（家族の心的負担に配慮したうえで、子どもの客観的な状態、子どもにあった育児方法）、個別支援計画の作成（ペアレントメンターや保育士、療育等を行う病院や通園施設などの情報を含む）等について、相談を受けている支援機関等に対して、提供できるよう指導技法を習得させる。

6 研修参加への配慮

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）においては、例えば、都道府県等が直営する発達障害者支援センター職員等が、この実地研修を受講する場合には、研修カリキュラムに合わせ、勤務等について配慮を行うものとする。

7 個人情報保護

研修事業に従事する者及び研修者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

8 実施状況の報告

実施主体である民間団体等は、研修の成果等をまとめた報告書冊子を作成し、研修終了後1ヶ月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日まで、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害者支援係あて提出する。

9 費用の支弁

本事業に要する費用は、民間団体等が支弁するものとする。

ただし、受講者の交通費や滞在にかかる費用については、派遣を行う機関の負担とする。

10 経費の補助

国は民間団体等が事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところによりそれぞれ補助するものとする。

また、民間団体等は、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、予め国に協議するものとする。